

北本市建設工事等最低制限価格取扱要綱

平成 2 4 年 3 月 1 4 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北本市が発注する建設工事及び土木施設維持管理業務（道路、河川、苑地及び下水道等の維持管理業務をいう。以下同じ。）（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項（令第 1 6 7 条の 1 3 により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費をいう。
- (4) 一般管理費 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。

(対象とする契約)

第 3 条 この要綱は、原則として、競争入札により設計金額が 2 0 0 万円を超える建設工事又は設計金額が 1 0 0 万円を超える土木施設維持管理業務の契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、北本市建設工事低入札価格取扱要綱の規定が適用される契約及び単価契約を除く。

(建設工事等における最低制限価格)

第 4 条 最低制限価格を設ける場合は、契約ごとに対象となる建設工事

等の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が当該予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認められる場合は、これによらず、対象となる建設工事等の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で設けることができる。

（入札の執行）

第5条 前条の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、当該申込みをした者は失格とする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札事務を執行する職員は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月25日決裁）

- 1 この要綱は、平成２６年１月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（平成２６年３月３１日決裁）

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年３月３１日決裁）

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月３１日決裁）

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（令和元年９月２４日決裁）

- 1 この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月２３日決裁）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月３１日決裁）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

